

議第48号

京都市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

京都市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年5月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市印鑑条例の一部を改正する条例

京都市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に、「もの（以下）」を「もの（第27条第2項において）」に改め、同項第2号中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、「限る。）」の右に「又は公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書が記録された電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）を用いる方法（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機（本市以外の者が設置するものに限る。）により第14条第1項に規定する印鑑登録証明書を出力する場合に限る。）

第27条第2項中「方法」の右に「又は第12条第2項第2号に掲げる方法」を加える。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、第12条第2項第1号の改正規定中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める部分及び同項第2号の改正規定中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改める部分は、公布の日から施行する。

提案理由

移動端末設備用利用者証明用電子証明書又は移動端末設備用署名用電子証明書を搭載した移動端末設備を用いて印鑑登録の証明の申請をするときは、印鑑登録証の添付を要しないこととする必要があるので提案する。